

令和 7 年 第 1 回

四万十市議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 2 日

四 万 十 市 議 会

令和 7 年第 1 回四万十市議会臨時会会期日程

日 次	月 日	曜 日	要 旨
第 1 日	5 月 2 日	金	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 議案の上程 5 提案理由の説明 6 上程議案に対する質疑 7 委員会付託省略 8 討論、採決 9 閉 会

令和 7 年第 1 回四万十市議会臨時会会議録 目次

第 1 日 5 月 2 日 金曜日

開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	
議会運営委員長（山崎 司）	3
議案の上程（第 1 号議案から第 4 号議案まで）	3
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	3
上程議案に対する質疑	
9 番（川渕誠司）	5
15 番（上岡 正）	7
委員会付託省略	9
討論・採決	9
閉 会	10

令和 7 年 5 月 2 日（金） 第 1 日

本 会 議

令和 7 年第 1 回四万十市議会臨時会会議録

四万十市告示第55号

令和 7 年第 1 回四万十市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 25 日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和 7 年 5 月 2 日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度四万十市一般会計補正予算 (第10号))
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(四万十市税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (4) 訴えの提起について

令和 7 年第 1 回四万十市議会臨時会会議録 (第 1 日)

令和 7 年 5 月 2 日 (金)

■議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 1 号議案から第 4 号議案まで
 - (議案の上程、提案理由の説明)
 - (上程議案に対する質疑)
 - (委員会付託省略)
 - (全員協議会)
 - (討論、採決)

■本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3

出席議員

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|-----------|
| 1 番 | 鳥 谷 恵 生 | 2 番 | 川 村 真 生 | 3 番 | 澤 良 宜 由 美 |
| 4 番 | 前 田 和 哉 | 5 番 | 寺 尾 真 吾 | 6 番 | 廣 瀬 正 明 |

7番	山下幸子	8番	上岡真一	9番	川渕誠司
10番	松浦伸	11番	大西友亮	12番	西尾祐佐
13番	谷田道子	14番	山崎司	15番	上岡正
16番	平野正	17番	川村一朗	18番	宮崎努

欠席議員 (なし)

出席要求出席要求による執行部側出席者職氏名

市	長	中平正宏	副	市	長	田能浩二
総務課	長	山崎寿幸	企画広報課	長	武田安仁	
財政課	長	竹田哲也	市民・人権課	長	武田千尋	
税務課	長	山崎行伸	総合支所長兼 地域企画課	長	佐川徳和	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局	長	原憲一	事務局	長補佐	岡村むつみ
総務係	長	戸田卓宏			

午前10時0分 開会

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより、令和7年第1回四万十市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～

■議長（宮崎 努） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により議長において、川村真生議員、澤良宜由美議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～

■議長（宮崎 努） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会運営委員会で、ご協議を願っておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎 司議会運営委員長。

小休にいたします。

午前10時0分 小休

午前10時2分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

■議会運営委員長（山崎 司） 申し訳ございません。不慣れなために。

議会運営委員長報告を行います。

令和7年第1回臨時会の開会にあたり、本日、5月2日9時より委員会を開催し、会期及び日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期については、本日1日限りとし、議事日程の内容については、タブレットに保存されているとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

■議長（宮崎 努） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

～～～～～～～～～～

■議長（宮崎 努） 日程第3、「第1号議案」から「第4号議案」までを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

本日は、ご多用のところ、令和7年第1回市議会臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、私の方から議案を順次ご説明いたします。

本臨時会に提案します議案は、専決処分の承認議案が3件、その他の議案が1件でございます。

ます。

最初に、議案書の2ページをお開き願います。

「第1号議案」から「第3号議案」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

初めに、「第1号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算（第10号）」でございます。

一般会計補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、1,501万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億7,982万1,000円とするものでございます。

8ページをお開き願います。

これは、3月議会閉会後に職員からの退職の申出を承認したことにより、退職手当を補正したものでございます。

なお、当該補正予算は、令和7年3月28日付で専決処分を行っております。

以上で補正予算の説明を終わります。補正予算書の末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、議案書の3ページをお開き願います。

「第2号議案、四万十市税条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、地方税法の改正に伴い、個人住民税の給与所得控除の見直し、大学生年代の子どもなどに対する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引き上げを行うものでございます。

また、新しい公益信託制度の創設によりまして、公益信託の信託財産とするために支出された寄附金を、寄附金税額控除の対象とするほか、二輪車の車両区分見直しによる軽自動車課税区分の改正や国のたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこの課税方式を見直すものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

「第3号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」です。

これは、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援分に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げ、また、低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の拡大について、当該政令に規定される基準と同額に改正を行うものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

「第4号議案、訴えの提起について」でございます。

これは、（仮称）京都看護大学四万十看護学部の誘致断念に伴い、旧中医学研究所及び旧下田中学校の改修工事費用等の出捐が無為に帰することになった事態を受け、交付済みの補助金の返還と債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償として、旧下田中学校の改修工事費用相当額等の支払いを求める訴えを、被告：学校法人京都育英館に対し提起するものでございます。

以上で私からの提案理由の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありますか。

川渕誠司議員。

小休にいたします。

午前10時8分 小休

午前10時8分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

■9番（川渕誠司） はい、「第4号議案」につきまして、質問をさせていただきます。

この議案を見ますと、訴えの相手方、請求の趣旨、請求の原因、それから授権事項ということを書かれております。

この裁判の意義はどういうことかということについてお聞きしたいんですが、一つは当然、損害賠償ということですので、損害を賠償してもらおうということです。

もう一つは、高知新聞に掲載されておりましたけれども、この認可にならなかったことの責任の所在を明らかにしたいということがありました。

その2つということで考えてよろしいでしょうか。その2点、質問いたします。

もう一つ、時期がですね、2022年の11月に大学誘致断念が明らかになりました。それからほぼ2年半という時間が経過をしております。私も一般質問等で再々早くと、特に補助金の返還について早くしなさい、してほしいということを言っていましたけれども、なかなか進みませんでした。

今日に至ったことの理由と先ほどの件と2点質問いたします。よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは「第4号議案」に関する川渕議員からのご質問にお答えいたします。

2点ございました。

まず1点目、意義ということでして、1つ目、市の損害、投じた経費に対する賠償責任、このことについては一定ご理解いただいていることかと思えます。

次の責任の所在というところで、そういったことも含めて意義の中に含まれるのかということであったかと思えますけれども、これにつきましては当然市が、提訴する理由としましては、補助金の原状回復請求としての返還請求。それから、その他の経費に関しましては、債務不履行ないし不法行為を理由とする損害賠償請求と大きく2つに分かれてまいります。

そういうことを裁判所の方で判断していただく中で、議員がおっしゃたような責任の所在、加重そういったことも明らかになってくるものと考えております。

それから、2022年の11月の断念から、今日までに至った2年半期間を要したこと、これにつきましては、これ顧問弁護士との協議を確か、令和5年の7月から、具体について協議を開始しております。

その中でまずは弁護士のほうには、なかなかこれ複数年にわたる経過もございましたので、まずは一連の経過・流れ、そういったものをご理解していただくために、その都度資料を構えて説明してまいりました。

次に、まずは交付している補助金の取扱いについて整理しようということで、それについても先ほども言いましたような経過も踏まえて、あるいは、市の例規に基づいて、結果的に補助金の取消しということを行いましたけれども、それを行うにあたっての根拠の整理、そういったものを、まずは補助金の取り扱いをどうするかについて協議を進めてまいりました。そういったことで、令和6年度当初には、4月にはそういった整理を行った上で、補助金の交付決定の取消しというものを行っております。

そういった中で、当初はですね、その補助金とその他の経費の損害賠償をどうするか、そういったことを切り離して検討してまいりましたけれども、どちらかといえば補助金の取扱いについて、先に検討してまいりました。そういう中で、やはり損害賠償、その他の経費の損害賠償も一定必要であろうというような結論に至りました。それが令和6年の秋頃であったかと思います。

そういうことになりますと、補助金の返還に係る協議という面では、法人と協議をしても、なかなか協議が整いにくいのというような弁護士の判断もございまして、これはもう一括して検討していこうという方向にしました。それが確か令和6年の秋ぐらいであったかと思います。

そういうことになりまして、その補助金、損害賠償を行う経費をどの経費に限定するのか。そういうようなことも含めてそこから検討を開始しました。そういうような経過も踏まえて検討してきた経過があるということをご理解いただきたいと思います。

また、このことについては類似する、合致するような事案というものも、弁護士のほうにもいろいろと探していただきましたけれども、なかなかそういったところもない中での整理ということもありまして、一定期間を要したところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 2回目の質問いたします。

弁護士と協議をしながら、いろんなことを整理する時間がかかったということだと思います。

それですね、この裁判の展望も一緒に伺いたいですけれども、昨年の12月議会で、端的に、本市はこの裁判に勝てますかと市長にお聞きしたところ、市長はですね、この裁判に勝てるかどうかについては、私は専門家ではないのでわからないという回答でした。

ずっと顧問弁護士と相談をされてきているわけで、今回も非常に時間かかったけれども、顧問弁護士との最終的な打ち合わせの中で決定をされたと思っております。ですから専門家の意見が入っていると思うんですが、裁判の展望をどのようにお考えですか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほど企画広報課長の方からもお答えいたしましたように、このような事案そのものが、前例が極めてないということでございます。

ただ、その中で、一つには、以前よりご答弁申し上げましたように、認可に至らなかった経過、今回、裁判をすることで、文科省の例えば協議会の議事録であるとか、そういう形をいただいた中で、その中でどういう形になっていたかというのが、一定わかるのではないかと期待をするところでございます。

私は以前も言いましたように、どうしても認可にならなかったのが、いまだに納得がいておりません。と申しますのは、ここでも何回かご答弁申し上げましたけれども、当時の段階におきましては新設でもありませんし、専門学校を大学にするという形の中で取り組んできた経過の中であり、法人側と市のほうのいろんな協議の中でも、認可が難しいという話は、私は1回も途中経過として伺ったことはありませんでした。

その時に本当にそれぐらい難しいのであれば、当然慎重にはなりますけれども、そういう形がありますので、やはり、文科省のいろいろな会議録、それを実際今回うちが提出することによりまして、おそらく法人側からは何らかの動きがあるかと思いますので、それらがつまびらかになった段階で、いろいろな形が分かってくるのではないかなとは考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 他に質疑者はありませんか。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 質疑をしたいと思います。

一つはですね、今日、5月2日ですかね、臨時議会を開いたと。

提訴をいつするのか。定例会では間に合わないということですか。6月定例会の前には提訴する予定か。

次に、損害賠償金です。

請求ですね、請求が2つあって、一つは補助金3億1,870万9,919円と、もう一つは旧下田中学校の改修に伴う部分3億9,421万6,287円ですが、そこに下田中学校の改修部分少し齟齬があるんですね、違いが。

その違いは何と何と、その他の部分が入ってると思うんですよ、その他の部分が。その他の部分について、何と何と何が、どれだけ3億9,421万6,287円の中に含まれているのか。

まず1回目の質疑をいたします。

■議長（宮崎 努） 小休にいたします。

午前10時19分 小休

午前10時22分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、「第4号議案」に関する上岡 正議員からのご質問についてお答えいたします。

まず提訴の時期ですが、本日、議会で議決をいただければできるだけ早期に、6月議会前かということでしたけど、6月議会前に提訴する予定でございます。

それから、先ほどの下田中学校の改修工事費との差額でございますけれども、主なものをお答えいたします。

まず、下田中学校のプールの解体工事を行っております。これは、下田地区防災コミュニティセンターを整備する計画というものも出てまいりまして、そのコミュニティセンターの整備位置として、その当時ございました下田中学校のプールを取り除いて、そこに整備するという計画が出てまいりましたので、プールを解体しております。

その額が約900万円でございます。

それから、先ほど申しました下田地区防災コミュニティセンターの設計費等として約380

万円ございます。

それから、下田中学校の改修工事の他に、工事を中断したことに伴いまして、施工業者にお支払いしました損害賠償金2,000万円、そういったものが含まれます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 2回目の質疑を行います。

プールの解体費と、あと設計費が380万円等ということですが、一つそれでいいのかどうなのかというのがあるんです。

下田中学校の生徒を、下田小学校に下ろした費用が入ってないように思われますが、どうしてはめなかったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、上岡 正議員からの2回目の質問についてお答えいたします。

この対象経費の選定に当たりましては、顧問弁護士のほうで判断していただきまして、この議案書にもありますような請求の原因との因果関係、こういったものが十分に立証できるものとし、整理した上で選定していただいております。

先ほどの下田小学校への下田中学校の移転に係る経費につきましては、市の判断としまして下田中を下田小に移転したものでございますので、先ほど申しました弁護士の判断のもと、請求対象外の経費とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 3回目の質疑をさせていただきます。

今ほど答弁をいただきましたが、当然、下田中学校の改修をした時に、生徒がおったらでкинわけですね、工事は。そのために、下におろしたわけよね。

そうするとですね、因果関係、弁護士さんはそういう判断をされてるようですが、市としてはですね、市としてですよ。私は当然、含まないかん金額だというふうに思ってます。

なぜなら、大学が発注するに当たってですね、改修工事を。中学生がそこへおったら、発注できのですね、授業にもならんから。

そういう因果関係があるわけですので、当然、私は含まれるべきと思うが、もう一度ですね、顧問弁護士さんがそう判断したという、市としては、市長としてはどうなんでしょうか。弁護士さんが言うたいうてよね、判断やけど、市はそのことについて、弁護士さんと同じ見解やったのか。

私は、1議員としては入れるべきだというふうに思っております。

そこら辺、ちょっと市長、できたらお答え願えたら嬉しいですが。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

この案件につきましては、説明会なんかがあった段階で、おそらく下田地域の方であったと思いますが、中学校の統合問題の時に、下におろして、そこで下田中学校として卒業するのが一つの考え方やないかというご意見をいただきましたので、それを受けた中で、下田小学校を改修し、その中で、希望したお子さんにつきましては下田中学校卒業としたという

経過がございます。

確かに、今、議員がおっしゃったように、例えば、この大学問題がなければ、あの予算は要らないわけでございますので、1回整理をすることも必要ではないかなとは思いますが、この案件につきましては、担当課のほうが、うちの顧問弁護士と幾度となく協議をした中で、今回こういう形が決まりました。

私としては、どうしてもこれ、今、議員がおっしゃったような形もありますけれども、裁判の専門家ではございませんので、やはりうちの顧問弁護士の考え方に沿った形の中で、今回、提訴というか、そういう形で進めるというところで思っています。

■議長（宮崎 努） 以上で上岡 正議員の質疑を終わります。

他に質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、「第1号議案」から「第4号議案」までの委員会付託については、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。

よって、「第1号議案」から「第4号議案」までの委員会付託については、これを省略することに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。

よって、これより意見調整のため、全員協議会を開くことに決しました。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前11時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

「第1号議案」から「第4号議案」までは、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。

よって、「第1号議案」から「第4号議案」までについては、討論を省略し、採決することに決しました。

それではまず、「第4号議案、訴えの提起について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度四万十市一般会計予算(第10号))」、「第2号議案、専決処分の承認を求めることについて(四万十市税条例の一部を改正する条例(令和7年四万十市条例第11号))」、「第3号議案、専決処分の承認を求めることについて(四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和7年四万十市条例第12号))」、以上3件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。

よって、「第1号議案」から「第3号議案」までは、原案のとおり承認いたしました。

以上で、令和7年第1回臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これにて、令和7年第1回四万十市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和 7 年 第 1 回 臨時会

付 録

議決結果一覧表

提出議案

議案 番号	件 名	議 決 年月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度四万十市一般会計補正予算(第10号))	7.5.2	原案承認
2	専決処分の承認を求めることについて (四万十市税条例の一部を改正する条例)	7.5.2	原案承認
3	専決処分の承認を求めることについて (四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	7.5.2	原案承認
4	訴えの提起について	7.5.2	原案可決